

公園緑地設置技術基準

令和4年12月

阿久比町

建設経済部建設環境課

目 次

第1章 公園緑地の配置基準

1. 法令、条例等 p. 2
2. 公園の技術基準 p. 2
3. 緑地の技術基準 p. 7
4. 公園等に関する法第 32 条の設計審査 p. 8

第2章 公園（緑地）台帳作成の手引き

1. 提出資料 p.10
2. 台帳図書 p.10
3. 台帳の作成 p.12
4. 電子データの作成 p.13

第3章 公園緑地関係完了検査実施の手引き

1. 準備品 p.14
2. 検査 p.14

第1章 公園緑地の配置基準

1. 法令、条例等

公園等の設置にあたっては、下記の法令、条例等を遵守すること。

(1) 法令、その他基準類

- ・都市計画法（以下法）、同法施行令（以下政令）、同法施行規則（以下省令）
- ・愛知県開発許可技術基準（以下県基準）
- ・その他都市計画法関係法令

(2) 条例

- ・阿久比町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（以下条例）、同条例施行規則（以下規則）

2. 公園の技術基準

(1) 形状、立地

- ・公園の面積及び位置は、管理者との協議において、周辺の既存公園の位置及び将来計画を考慮するとともに、利便性、方位、地形等の環境条件を勘案して決定する。（管理者基準）
- ・公園面積の70パーセント以上は平坦地とする。なお、平坦でない部分がある場合は、その平均勾配は15度程度とする。（県基準）
- ・土砂の流出、排水の浸入、樹木の越境等により隣接地に影響を及ぼす恐れのある場合は、影響を防止するための適切な措置を講じる。（管理者基準）
- ・斜面地は表土崩壊防止のための措置を施す。（管理者基準）

(2) 出入口

- ・出入口は2箇所以上設置する。また、出入口の幅員は原則として2.5メートル以上とする。（県基準）
- ・出入口はむやみに車両が進まないよう車止めを設置し、車止めの相互間の間隔は0.9メートル以上とする。（県基準、規則第2条）
- ・車椅子使用者が通過する際に支障となる段は設けない。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。（条例第2条）
- ・出入口に傾斜路を併設する場合の幅は、0.9メートル以上とし、縦断勾配は15分の1以下とする。ただし、高さが0.16メートル以下の場合は、8パーセントとすることができる。また、横断勾配は設けない。（規則第2条）
- ・高さが0.75メートルを超える傾斜路は、高さ0.75メートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設ける。（規則第2条）

- ・階段及び傾斜路には両側に手すりを設ける。(条例第 2 条、規則第 2 条)
- ・傾斜路の両側には立ち上がりを設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
(規則第 2 条)
- ・出入口は管理用車両(2 トン車程度)が通行できるよう、その荷重に耐えられる構造とする。
(管理者基準)
- ・車止めは南京錠で取り外し可能な構造とする。(管理者基準)

(3) 外周

- ・公園境界の明示及び利用者の危険防止のため、出入口以外の敷地外周にはフェンスを設ける。
(管理者基準)
- ・フェンスの種類は格子フェンス、色はダークブラウン系を標準とし、材質は耐久性のあるものとする。(管理者基準)
- ・フェンスの高さは原則 1.5 メートルとする。ただし、公園が宅地に隣接している場合、公園の接続道路の幅員が 6 メートル以下で、対向に宅地が位置している場合、公園が外周の土地に対して 3 メートル以上高低差がある場合等、周囲の土地に対してボール等の侵入の恐れがある場合には、別途防球フェンスを設置することとし、フェンスの高さはその公園の利用用途等を勘案して決定する。(管理者基準)
- ・公園敷地境界については、石杭、プレート、鋸により境界標を設置する。境界標は、道路の変化点がある場合には、道路の境界表示と共有することもできる。(管理者基準)

(4) 施設

- ・公園施設は、地区の要望を尊重し、規模、形態及び周囲の環境条件を考慮し、安全で快適な利用、円滑な維持管理が図られるよう整備する。(管理者基準)
- ・遊戯施設は国内メーカーのものとし、一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」に適合し、利用者の安全上及び維持管理上支障のない規格及び構造とする。
- ・滑り台やブランコ等の着地面には、クッションマット等を設置する。(管理者基準)
- ・3,000 平方メートル以上の公園にあっては、原則としてトイレ、マンホールトイレ及び水飲場を設けることとし、規模等はその公園の利用用途等を勘案して決定する。(管理者基準)
- ・擁壁及びこれに準ずる構造物を設置する場合は、構造計算等により安全性を示す。(管理者基準)
- ・園名板は主要出入口の見えやすい位置に 1 基以上設置する。(管理者基準)

(5) 植栽

- ・植栽樹木の種類及び数量は、公園の規模、周囲の環境条件、園内外の見通し、隣地への日陰の影響、樹木の成長による越境等を考慮して選定する。(管理者基準)
- ・公園と住宅等の敷地が隣接する箇所にあつては、原則として生垣による植栽を行い、隣接地と生垣の間には 1 メートルの空間を確保する。生垣には 1.5 メートル程度の常緑樹を用いる。
(管理者基準)

- ・ 樹木は、照明灯、公園灯、電線等の電機施設の支障とならないようにする。(管理者基準)
- ・ 樹木等を植栽する箇所は、育成に適する良質土にて有効土層を確保する。樹木等に応じた有効土層の厚さは、下表を標準とする。(管理者基準)

植栽種別	樹木				芝、地被類
	高木			低木	
樹高 (m)	12 以上	7 以上～ 12 未満	3 以上～ 7 未満	3 未満	—
有効土層(cm)	100	80	60	50	20

公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省 令和4年版より

(6) 照明施設

- ・ 照明施設は1基以上設置する。ただし、他の街路灯等により公園内の照度が確保できる場合はこの限りでない。(管理者基準)
- ・ 照明施設は地表面照度が1.0ルクス以上となるように設置し、設置位置は照度分布図に基づいて決定する。(管理者基準)
- ・ 照明施設により隣地へ影響を及ぼす恐れのある場合は、遮光板を設ける。(管理者基準)
- ・ 照明施設の仕様はLED照明とし、消費電力、耐久性及び器具の流通性等を考慮し、選定する。(管理者基準)
- ・ 照明施設の点灯は、自動点滅器による制御とする。(管理者基準)

(7) 排水施設

- ・運動に供する部分の表土は、雨水を排水し易い土質とする。(県基準)
- ・開きよ側溝にはコンクリート蓋を設置し、10メートルに1箇所の間隔でグレーチング蓋を設ける。(管理者基準)
- ・集水桝や側溝等のグレーチング蓋は、細目を用い滑り止め構造のものとする。集水桝のグレーチング蓋は、盗難防止用の鎖を設ける。(管理者基準)
- ・雨水排水施設は、5年確率の計画降雨量を有効に排出できる施設を設けるものとする。なお、排水施設の決定は下記の算定方法により行う。(管理者基準)

○計画雨水量

計画雨水量の算定は次式の合理式による。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水量 (m³/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

○降雨強度

降雨強度の算定は原則として次式による。ただし、開発行為の場合で、区域の面積が1ヘクタール未満である場合には、120mm/hとしてよい。

$$I = \frac{a}{(t+b)} \quad (\text{タルボット式})$$

I : 降雨強度 (mm/h)

a : 4600 (一般排水)、5200 (宅地造成工事規制区域内)

b : 29

t : 流達時間 t₁+t₂ (分)

t₁ : 流入時間 7分

t₂ : 流下時間 (分)

○流出係数

流出係数は、下表に示す値を標準とし、排水区域全体を加重平均して求める。ただし、加重平均により算出しない場合は、0.7を標準とする。

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋根	0.90	間地	0.20
道路	0.85	芝、樹木の多い公園	0.15
その他の不透面	0.80	勾配の緩い山地	0.30
水面	1.00	勾配の急な山地	0.50

○雨水排水施設の流量計算

排水路の流量計算には、次式のマンニングの式を用いる。

$$Q=A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q：計画雨水量 (m³/sec)

A：流水の断面積 (m²)

V：流速 (m/秒)

n：粗度係数 0.013 (工場製品、現場打ち鉄筋コンクリート)
0.010 (硬質塩化ビニル管、プラスチック複合管)

R：径深 (=A/P) (m)

P：流水の潤辺長 (m)

I：勾配 (分数または小数)

○雨水排水施設の断面積

円形管の場合は満流、く形きよは水深を9割、その他の場合は水深を8割として断面の大きさを決定する。

○雨水排水施設の流速

雨水排水施設の設計流速は、最小流速 0.8m/sec、最大流速 3.0m/sec を標準とする。

○雨水管きよの最小断面

雨水管きよの最小内径は、250 ミリメートルを標準とする。

○汚水排水施設の設計

汚水排水施設は管径 100 ミリメートル、勾配 1.0 パーセントを標準とする。

○管きよの埋設深さ

管きよの埋設深さは、その頂部と路面との距離を 0.6 メートル以下としないこと。

3. 緑地の技術基準

(1) 形状、立地

- ・緊急時の避難路として位置付ける緑道にあっては、避難に支障が無いよう、幅員は2メートル以上（道路構造令による歩行者専用道路最低幅員）とし、通行に支障となる構造物を設置しない。（管理者基準）
- ・土砂の流出、排水の浸入、樹木等の越境等により隣接地に影響を及ぼす恐れのある場合は、影響を防止するための適切な措置を講じる。（管理者基準）
- ・斜面地は表土崩壊防止のための措置を施す。（管理者基準）
- ・植生が貧弱、十分な手入れのなされていない山林や竹林等、保存緑地として残置することが望ましくない場合は、必要な緑地面積を回復緑地として確保する。（管理者基準）
- ・回復緑地の勾配は25度以下とする。（県基準）
- ・回復緑地は、その機能を十分に発揮するために原則として樹木を植栽する。植栽密度は次の通りとする。（県基準）

高木を植栽する場合 10平方メートルあたり1本以上

低木を植栽する場合 10平方メートルあたり3本以上

- ・樹木等を植栽する箇所は、育成に適する良質土にて有効土層を確保する。樹木等に応じた有効土層の厚さは、公園における基準に同じ。（管理者基準）
- ・緑地はまとまった規模を少数箇所で配置し、むやみに小規模で点在するような配置にしてはならない。また、植樹帯を緑地とすることはできない。（管理者基準）



図 小規模で点在する事例



図 植樹帯を緑地とした事例

(2) 構造物

- ・利用者が容易に近づける立地である等、利用者の安全を確保する必要がある場合は、フェンス又は塀の設置等の措置を講じるものとし、フェンス等の高さはその緑地の利用用途等を勘案して決定する。（管理者基準）
- ・擁壁及びこれに準ずる構造物を設置する場合は、構造計算等により安全性を示す。（管理者基準）

(3) 排水施設

- ・ 開きよ側溝にはコンクリート蓋を設置し、10メートルに1箇所の間隔でグレーチング蓋を設ける。(管理者基準)
- ・ 集水柵や側溝等のグレーチング蓋は、細目を用い滑り止め構造のものとする。集水柵のグレーチング蓋は、盗難防止用の鎖を設ける。(管理者基準)
- ・ 排水施設は、5年確率の計画降雨量を有効に排出できる施設を設けるものとする。なお、排水施設の決定は公園における算定方法に同じ。(県基準)

4. 公園等に関する法第32条の設計審査

公園等に関する設計協議が必要な案件については、以下の図面及び資料が必要となる。

図書の名称	明示事項	注意点
公園等計画平面図	公園等の区域 設置する施設 樹木の種類 勾配、排水方向	出入口等、詳細を明示することが困難な場合は、拡大図を作成する。
樹木等選定理由書	樹木等の選定理由	(別紙参考)
公園等求積図	公園等の区域 求積表	町に移管する区域がある場合は、それを明示する。
照度分布図	地表面照度	
排水施設計画平面図	流域面積、施設名称、施設勾配、 施設延長	
流量計算書		
施設構造図	設置する施設の構造図	
擁壁等の構造計算書		擁壁等を設置する場合に必要。

樹木等選定理由書 (参考)

図面記号	名称	樹高 (m)	枝幅 (m)	有効土厚 (m)	土質	数量	単位	選定理由

第2章 公園（緑地）台帳作成の手引き

1. 提出資料

○公園（緑地）台帳製本（A3フラットファイル）	1部
○電子データ格納媒体（CD-R等）	1式
○車止め南京錠等の各種鍵類	3組
○その他引き継ぎ物	1式

2. 台帳図書

公園台帳として以下の図書を作成する。

大項目	小項目	
調書	(1)	都市公園台帳 1
	(2)	都市公園台帳 2
	(3)	公園施設植栽調査書
	(4)	土地登記簿転写簿
	(5)	施設写真、植栽写真
位置図	(6)	位置図
面積計算書	(7)	地積測量図
公園図面	(8)	公園平面図
	(9)	施設図
	(10)	植栽図
	(11)	公図重ね図
	(12)	施設構造図

(1) 都市公園台帳 1

- ・公園名称、公園番号、所在地、設置年月日、沿革の概要、環境・地形・特徴、事業認可、土地情報、法規関係、その他必要な事項を記載する。
- ・公園名称、公園番号は町が指定する。
- ・沿革の概要は、左の欄に和暦を記載し、右の欄に「〇〇業者の開発行為に伴い〇年〇月〇日に供用開始」等を記載する。
- ・環境・地形・特徴は、「本公園は〇〇の北側約〇mにあり、民間開発された住宅地の中に位置する。周辺の地形は北西に向かって穏やかな斜面地となっている。」等を記載する。
- ・法規関係は「都市計画法 第40条第2項による帰属」等を記載する。

- ・年月日の和暦はアルファベット 1 文字で表現し、年月日の区切りはピリオドとする。

(2) 都市公園台帳 2

- ・公園施設種類ごとに図面对象番号、施設名称、構造及び規格、設置年度、建築面積及び敷地面積を記載する。
- ・施設種類は、都市公園法第 2 条及び同法施行令第 5 条により、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他に区分する。
- ・施設が建築物でない場合は、建築面積及び敷地面積の欄には数量を記載する。
- ・都市公園法第 5 条による許可、占用物件に該当がある場合は、必要事項を記載する。

(3) 公園施設植栽調査書

- ・公園内の樹木種類ごとに番号を付して、一覧で整理する。
- ・植栽が無い場合は、「植栽無し」として作成する。
- ・腰高直径を特定できない場合は、空欄でもよい。

(4) 土地登記簿転写簿

- ・規定様式にて必要事項を記載する。
- ・土地登記簿を添付する。

(5) 施設写真、植栽写真

- ・施設名称欄には、都市公園台帳及び公園施設植栽調査書の図面对象番号と名称を記載する。
- ・区分の欄には、都市公園、緑地等の分けを記載する。

(6) 位置図

- ・縮尺 2500 分の 1 の地形図等に事業区域を書き入れ、公園の位置を灰色で塗りつぶす。また、公園名を引き出しで表示する。
- ・図面の上を北とし、方位を記載する。

(7) 地積測量図

- ・境界標の種類、境界標間延長の記載された地積測量図に、当該公園等の対象部分が明確に分かるよう表現する。

(8) 公園平面図

- ・公園区域の境界を実線で表現し、公園施設、植栽を記載する。
- ・図面名、公園名、凡例、縮尺、方位を記載する。縮尺は A1 と A3 について記載する。
- ・寸法線や引き出し線は記載しない。
- ・白黒で判別できる表現とする。

(9) 施設図

- ・公園区域の境界を実線で表現し、公園施設を記載する。
- ・造成斜面や既設法面は、法面勾配を記載する。
- ・図面名、公園名、凡例、縮尺、方位を記載する。縮尺は A1 と A3 について記載する。
- ・寸法線や引き出し線を記載し、引き出し線に記載する名称と番号は、都市公園台帳 2 と整合させる。
- ・白黒で判別できる表現とする。

(10) 植栽図

- ・公園区域の境界を実線で表現し、植栽を記載する。
- ・図面名、公園名、凡例、縮尺、方位を記載する。縮尺は A1 と A3 について記載する。
- ・植栽には名称と番号を記載し、公園施設植栽調査書と整合させる。
- ・白黒で判別できる表現とする。

(11) 公図重ね図

- ・公園周囲の 2 筆から 3 筆以上先まで記入し、地名、地目及び地積を記載する。
- ・公園区域を黒の太線で表示する。
- ・図面名、公園名、縮尺、方位を記載する。縮尺は A1 と A3 について記載する。

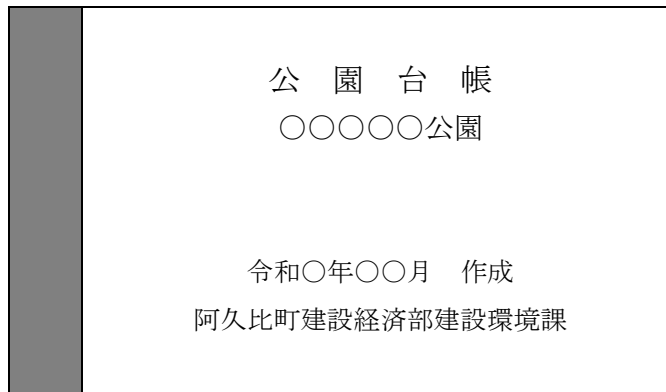
(12) 施設構造図

- ・都市公園台帳及び施設図に記載した全ての施設の構造図を記載する。
- ・既製品の場合はメーカー名、製品番号等を記載する。
- ・遊戯施設の構造図には、安全領域を明示する。
- ・地下埋設物がある場合は、土被りを明記する。
- ・図面名、公園名、縮尺を記載する。縮尺は A1 と A3 について記載する。

3. 台帳の作成

(1) 表紙

- ・ファイルは青色の A3 ファイルを使用し、表紙は以下のとおりとする。



- ・背表紙には「公園台帳 〇〇〇〇〇公園」と記載する。

(2) 中表紙、目次

- ・表紙と同様の表現にて、中表紙を作成する。
- ・図書一式について、目次を作成する。

(3) 製本

- ・大項目についてインデックスを作成の上、小項目の各図書を取りまとめる。インデックスは色紙に張り付け、中表紙として各図書とは別にする。
- ・公園平面図、施設図、植栽図、公図重ね図は A1 版も作成し、台帳巻末に図袋等により綴じ込む。

4. 電子データの作成

(1) 媒体

- ・電子データの格納には CD-R 等を用い、表面には、公園名、作成日、事業者名の他に、最新のウィルススキャンソフトによる検査済証を印字する。シールテープの貼り付けによる表示は不可とする。

(2) 格納データ

- ・大項目、小項目別にフォルダを作成し、各フォルダに CAD、エクセル等の図書作成基データ及び PDF を格納する。公園平面図、施設図、植栽図、公図重ね図については A3 版に加え、A1 版の PDF も作成する。
- ・CAD については、DXF データ、DWG データ、JWW データを提出する。

第3章 公園緑地関係完了検査実施の手引き

検査は、工事完了後に現場確認により以下の要領で実施する。

1. 準備品

完了検査の実施にあたり、以下のものを準備する。

- ・地積測量図
- ・施設図
- ・植栽図
- ・施設構造図
- ・テープ、スタッフ等測量機器

2. 検査

検査チェックリストの全ての項目で「合格」すること。

【検査チェックリスト】

1 / 2

種別	項目	合	否
＜準備品＞			
図面全般	図面は、法第 32 条の設計審査時と内容に相違は無いか。		
地積測量図	境界標の種類、境界標間延長、当該公園等の対象部分が明確に分かるよう表現されているか。		
施設図	公園区域の境界を実線で表現し、必要な施設が全て記載されているか。		
	造成斜面や既設法面は、法面勾配が記載されているか。		
	図面名、公園名、凡例、縮尺、方位が記載され、縮尺は A1 と A3 について記載されているか。		
	白黒で判別できる表現となっているか。		
植栽図	公園区域の境界を実線で表現し、必要な植栽が全て記載されているか。		
	図面名、公園名、凡例、縮尺、方位が記載され、縮尺は A1 と A3 について記載されているか。		
	白黒で判別できる表現となっているか。		
施設構造図	施設図に記載した全ての施設の構造図が記載されているか。		
	遊戯施設の構造図には、安全領域が明示されているか。		
	図面名、公園名、凡例、縮尺が記載され、縮尺は A1 と A3 について記載されているか。		
＜現地検査＞			
公園	設計図どおりに施工されているか。		
	遊具対象年齢シール、適合マーク等の設置は適切か。		
	遊具の安全領域は適切に確保されているか。		
	遊具のコンクリート基礎は土被り 10 センチメートル以上か。		
	フェンスの基礎周りの締固めは適切で、ぐらつきはないか。		
	照明施設の通線状況、点灯状況は適切か。		
	給水施設の通水状況、水道メーターの設置は適切か。		
	出入口には車椅子使用者が通行する際に支障となる段差はないか。		
	隣接地に影響を及ぼす恐れのある箇所では、土砂の流出、排水の浸入、樹木等の越境等を防止するための適切な措置を講じているか。		

種別	項目	合	否
	車止め、フェンス門扉、分電盤等の各種鍵類は問題なく開閉できるか。		
	公園敷地境界には、石杭、プレート、鋳等により境界標が設置されているか。		
	境界標の種類、境界標間延長は地積測量図と相違ないか。		
	植栽の枝張り状況は、ただちに境界を越境する恐れがないか。		
緑地	設計図どおりに施工されているか。		
	フェンスの基礎周りの締固めは適切で、ぐらつきはないか。		
	隣接地に影響を及ぼす恐れのある箇所では、土砂の流出、排水の浸入、樹木等の越境等を防止するための適切な措置を講じているか。		
	斜面地は表土崩壊防止のための措置を施しているか。		
	車止め、フェンス門扉等の各種鍵類は問題なく開閉できるか。		
	緑地敷地境界には、石杭、プレート、鋳等により境界標が設置されているか。		
	境界標の種類、境界標間延長は地積測量図と相違ないか。		
＜その他＞			
占用物	占用物に伴う手続きは行われているか。		